

# 郵送での手続きが必要な方について

～以下の項目に該当する方はオンライン申請ではなく郵送での手続きが必要になります～

**オンライン申請の対象となる方**

次の①もしくは②のどちらかに当てはまる方はオンライン申請できます。

- ①申請書に記載されている内容に変更がない方で児童・生徒が住民登録している住所に住んでいる方
- ②申請書に記載されている内容に変更がある方で以下の表の①～④に当てはまらない方

**郵送での手続きが必要になる方** の①～④に該当する方は  
本状の両面をよくご確認いただき、申請書と一緒に必要書類を郵送してください。

## 郵送での手続きが必要になる方

項目	提出書類	提出方法
① 申請情報に変更はないが、児童・生徒の住民登録と現住所が異なる方	児童・生徒の本人確認書類(※1)の写し	写しは本状の裏面に貼り付け、申請書と一緒に郵送ください。
② 申請者の氏名または住所に変更があり、大阪市外に現住所がある方	申請者の本人確認書類(※1)の写し	写しは本状の裏面に貼り付け、申請書と一緒に郵送ください。
③ ●住所に変更があり、児童・生徒と別居になった方 ●申請者が変更になり、児童・生徒と別居の方	監護・生計関係申立書(※2)	申立書は貼付せず、記入したものを申請書に同封して郵送ください。
④ 児童・生徒もしくは申請者の氏名または住所に変更があり、住民登録と現住所が異なる方	該当者の本人確認書類(※1)の写し	写しは本状の裏面に貼り付け、申請書と一緒に郵送ください。

※1:a.マイナンバーカード(表面)、b.健康保険資格確認書(現住所の記載が裏面の場合は両面)、c.運転免許証(現住所変更の記載がある場合は両面)のうち、いずれか1点。さらに、現住所が本人確認書類に記載の住所と異なる場合「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書(その他)」の提出も必要です。

※2:申立書の提出が必要な方はこちらからダウンロードが可能です。

申立書DL

ダウンロードが困難な場合は運営事務局までお問い合わせください。



申請者  
氏名 \_\_\_\_\_

児童・生徒  
氏名 \_\_\_\_\_

両面確認してください

## 送付台紙

表①②④の方は、写し等を本状に貼り付け、申請書と一緒に郵送してください。

※左上に氏名を記入してください。 ※貼り付けの際は写しが重ならないようにしてください。

表①②④の方

「マイナンバーカードの写し」は表面のみ送付してください(個人番号は不要です)。

申立書を提出する方

表①②④のうち提出が必要な方、表③の方

申立書は貼り付ける必要はありません。そのまま申請書に同封してください。

- 申請書と必要書類、関係公簿に基づいて、大阪市で審査します。  
ただし、関係公簿等で確認できない場合には、追加で書類が必要になる場合があります。

必要書類  
写し  
貼り付け欄

必要書類  
写し  
貼り付け欄

必要書類  
写し  
貼り付け欄

必要書類  
写し  
貼り付け欄

